

## 「第三次行財政改革大綱(新)体系図」と「第二次行財政改革大綱(旧)体系図」との違い

### <改革が目指すもの>

#### 変更点

- ・ 3 ⇒ 2 つに変更
- ・ 旧 「行政運営力の向上」+「組織力の向上」⇒新 「効率的で健全な行財政運営」
- ・ 旧 「組織力の向上」⇒新 改革の柱「効率的な行政運営」の改革の方策「経営力・組織力の強化」に移動。
- ・ 旧 「地域力の向上」⇒新 「市民協働の推進」に記載を変更。  
第二次大綱以上に、改革が目指すものに「市民協働」を記載することで、市民協働の推進を打ち出している。

### <改革の柱>

#### 変更点

- ・ 旧 「行政戦略」⇒新 「効率的な行政運営」に記載を変更。
- ・ 旧 「財政戦略」⇒新 「健全な財政運営」に変更。  
改革が目指すものが、効率的で健全な行財政運営としているため、修飾語をおののくに冠し、又、語尾を「運営」と表記。
- ・ 旧 「組織戦略」と「人財戦略」は、新 改革の柱「効率的な行政運営」の改革の方策「経営力・組織力の強化」及び「人材の育成と活躍促進」に移動。
- ・ 旧 「協働戦略」は、新 「市民参画の推進」と「住民自治の推進」の二つとする。  
「市民参画の推進」では、情報発信、情報公開、広報と、広聴を記載。  
「住民自治の推進」では、コミュニティ活動の活性化と市民活動の推進体制整備及び環境づくりを記載。

#### 追加した点

- ・ 情報化の推進  
総務省助言通知の中で、「ICT（情報通信技術）を活用した業務の見直し」が掲げら

れており、本市でも情報化の推進を進め、事務の効率化、市民サービスの向上に努めるため、今回、レベルを改革の柱に掲げている。マイナンバー制度の利活用、電子申請の推進。

#### <改革の方策>

第三次行財政改革大綱の体系図において、「改革の方策」のレベルでは、第二次行財政改革大綱での重点項目を包括的に記載した施策レベルとしており、第二次行財政改革大綱に比べて、より範囲の広いものとしている。

#### 変更点・追加した点・削除した点

詳細については、資料3-2「第三次行財政改革大綱（新）体制図と第二次行財政改革大綱（旧）体系図の比較」を参照。